

第957回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和4年6月13日（月）午後1時30分

2 招集場所 第一会議室

3 出席者 伊東教育長，齋藤委員，千木良委員，小室委員，小川委員，佐浦委員

4 説明のため出席した者

嘉藤副教育長，遠藤副教育長，渋谷参事兼総務課長，高橋教育企画室長，佐々木福利課長，鏡味教職員課長，佐々木義務教育課長，遠藤高校教育課長，市岡特別支援教育課長，熊谷施設整備課長，大宮司保健体育安全課長，武田参事兼生涯学習課長，天野技術参事兼文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第956回教育委員会会議録の承認について

伊東教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第957回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

伊東教育長 齋藤委員及び小室委員を指名する。
本日の議事日程は，配布資料のとおり。

8 秘密会の決定

7 議事

第2号議案 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について

伊東教育長 「7 議事」の第2号議案については，非開示情報等が含まれているため，その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議等については，秘密会とする。

秘密会とする案件については「10 次回教育委員会開催日程」の決定後に審議等を行うこととしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり（秘密会のため非公開）

9 教育長報告

令和5年度使用教科用図書採択基準等について

(説明者：遠藤副教育長)

令和5年度使用教科用図書採択基準等について御説明申し上げます。資料は，1ページから3ページ及び別冊である。

はじめに，資料1ページを御覧願いたい。令和5年度に使用する教科用図書の採択が，適正かつ公正に実施されるよう，県教育委員会は，各市町村教育委員会及び採択地区協議会等の行う採択に関し，適切な指導，助言等に取り組んでいくこととしている。

小学校及び中学校の教科用図書の採択は，基本的に4年に1度行うこととされており，本年度は「1」にあるとおり，毎年度採択することとなっている，特別支援学校及び特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択を行うこととなる。

次に，「3 採択基準等」であるが，各市町村教育委員会等において教科用図書の調査研究を行う際に用いる選定資料を作成するため，資料2ページの「教科書の採択に係る基本方針」に基づき，資料3ページ

のとおり「令和5年度使用 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書採択基準」を定めた。内容に関する事、組織と配列に関する事、学習と指導に関する事、表現と体裁等に関する事の4つの柱立ての下、それぞれ4項目ないし5項目の小項目を置く構成となっている。

なお、別冊として、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の選定資料を配布している。これは、絵本などの一般図書を含めた教科用図書の特徴について整理したものであるため、後ほど御覧願いたい。

資料1ページにお戻り願いたい。これまで御説明申し上げた教科用図書の採択に係る「基本方針」、「採択基準」及び「選定資料」等については、5月31日付けで、関係各所に通知したところである。

今後のスケジュールについては「4」にあるとおり、6月7日から県内各会場において教科書展示会を開催し、その後、採択関係者による調査研究を行い、8月31日までに各市町村教育委員会等の責任において令和5年度に使用する教科用図書を採択することとなっている。

本件については、以上である。

(質 疑) ┆ (質 疑 な し)

10 専決処分報告

第383回及び第384回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：嘉藤副教育長)

第383回及び第384回宮城県議会議案に対する意見について御説明申し上げます。資料は、1ページから5ページである。

はじめに、資料2ページ及び3ページを御覧願いたい。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、5月16日付け及び6月1日付けで知事から意見を求められたため、議案の内容について御説明申し上げます。

資料4ページの「第383回及び第384回宮城県議会提出予算議案の概要」を御覧願いたい。「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち、教育庁関係分として、総額15億4,087万9千円を増額計上するものである。

次に、「2 事業の概要」であるが、令和4年3月に発生した地震により被災した学校施設及び学校備品等の復旧に要する経費を計上するほか、新型コロナウイルス感染症対策として、公立幼稚園の職員を対象とした抗原検査の実施に要する経費を、県図書館及び県美術館のデジタル化に向けた取組として、高精細デジタル技術を用いた所蔵品のデジタル撮影等に要する経費を、それぞれ計上している。

資料5ページの「第384回宮城県議会提出予算外議案の概要」を御覧願いたい。条例議案であるが、議第120号議案「野宮場条例等の一部を改正する条例」のうち、第2条「美術館条例」及び第3条「歴史博物館条例」について、障害者が施設の利用料金の減免を希望する際の本人確認の簡素化を図るため、所要の改正を行おうとするものである。

次に、条例外議案であるが、議第127号議案は、県立高等学校において使用する情報通信機器（タブレット端末等）を取得することについて、議第131号議案は、(仮称)南部地区職業教育拠点校の校舎等新築工事に係る工事請負変更契約の締結について、それぞれ地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするものである。

以上、知事から意見を求められた議案の内容について御説明申し上げたが、この照会に対しては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、5月19日付け及び6月6日付けで専決処分し、いずれも異議のない旨回答したため、同条第2項の規定により報告する。

なお、5月19日付けで専決処分をした予算議案については、5月31日の県議会本会議において原案のとおり可決されている。

本件については、以上である。

(質 疑) ┆ (質 疑 な し)

11 議事

第1号議案 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の廃止について

(説明者：遠藤副教育長)

第1号議案について、御説明申し上げます。資料は、1ページから3ページである。

はじめに、資料2ページを御覧願いたい。「1 廃止理由」であるが、教育職員免許法の一部改正により、普通免許状及び特別免許状の教員免許更新制に関する規定が削除されたため、普通免許状及び特別免許状は有効期間の定めのないものとなる。また、施行の際現に効力を有し、改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状には、施行日以後は有効期間の定めがないこととなる。

このことから、教員免許の更新に係る手続が不要となるため、本規則を廃止するものである。

本規則の廃止については、「2」に記載のとおり、令和4年7月1日に施行することとしている。

なお、同法の一部改正により、教育職員の免許状に関する規則についても改正が必要であるが、改正内容の検討に必要な文部科学省令が公布されていないので、公布され次第、速やかに改正作業を進めることとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) (質疑なし)

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

1.2 課長報告等

(1) 令和5年度県立高等学校組織編制計画について

(説明者：教育企画室長)

令和5年度県立高等学校組織編制計画について御説明申し上げます。資料は、1ページから2ページである。

はじめに、資料1ページを御覧願いたい。令和5年度は、再編統合に伴う新設が1校、学級減が1校となる。

まず、「1 再編統合」については、南部地区において、大河原商業高校と柴田農林高校を統合し、新たに(仮称)大河原産業高校を新設するものである。新設校には、農業科学科、総合ビジネス科のほか、県内初の商業系デザイン学科である企画デザイン科を設置し、体験的・実践的な学びを中心とした専門教育により、各分野のスペシャリストを育成するとともに、学科間連携や地域連携による新たなブランドの創出等の取組により、将来、社会に貢献できる人材の育成を目指していく。

なお、再編統合に伴い、大河原商業高校と柴田農林高校は募集停止となり、年次進行に従い、令和6年度末をもって閉校となる。また、柴田農林高校川崎校については、令和7年度から大河原産業高校を本校とする予定である。

次に、「2 学級減の措置」については、中学校卒業生数の減少に基づき、中部地区の松島高校において、普通科1学級を減じることとしている。

資料2ページを御覧願いたい。「3 その他」の(1)令和6年度県立高等学校組織編制計画についてであるが、中学生の進路選択への影響に配慮して、学科改編が生じる学校について予めお知らせするものである。中部地区のうち、亘理高校を1学級減ずることとし、それに伴い、商業科を募集停止とするほか、普通科のコース制を廃止する。

なお、普通科において、2年生から類型制を導入することにより、商業と園芸の学びを取り入れる予定である。また、学びの内容を踏まえ、食品化学科の名称を変更する。

次に、(2)再編基準に該当している学校の検討開始についてであるが、第3期県立高校将来構想第1次実施計画の再編基準に該当している学校のうち、現在2学級規模である蔵王高校と一迫商業高校について、今後の方向性に係る検討を開始する。

参考に記載している第1次実施計画においては、2学級規模の学校が再編基準に該当した場合に、原則として募集停止を検討することとしているが、募集停止を前提とするのではなく、地元自治体や同窓会・PTAなどの関係者の意見も伺いながら、丁寧な検討を進めていく。

なお、この「組織編制計画」については、5月20日に記者発表を行ったところである。

本件については、以上である。

(質 疑)

齋藤委員 この件について、今後受験生となる中学生やその保護者への周知は、どのように行っていくのか。県のホームページでお知らせするだけなのか。

教育企画室長 教育委員会のホームページに掲載するほか、各高校の紹介資料等にもきちんと掲載し、オープンキャンパス等で説明を行っていかうと考えている。

小川委員 少子高齢化でやむを得ない措置ということは重々理解しているが、一方で教育委員会だけで検討することでもないように感じる。学校がなくなってしまうとその地域にどのような影響が出るのか、地域の活性化のために学校がどのような役割を担っているのかなど、まちづくりとの関わりが深い部分もあり、教育委員会の枠組を超えた議論が必要な部分もあるのではないかと。資料2ページの説明では、地元自治体の意見を聞いていくという話があったが、今後どのように議論を進めていくつもりか伺いたい。

教育企画室長 検討対象の学校の校長をはじめ、学校が所在する市町村の首長・教育長、学校関係者としてPTAや同窓会、学校評議員の方などとも意見交換をしながら、今後の方向性についての検討を進めていく予定である。

小川委員 個別の対応としてはそれでいいのかもしれないが、それを繰り返していくだけではなく、県の核となる学校は残していくとか、そのためにはどのように編制を進めていったらいいかなど、県全体を見渡した上での議論が必要なのではないか。それは教育委員会だけでできる話ではないが、もう少し将来のイメージを関係者で共有していくことも必要と考える。

教育企画室長 他県では、再編計画の中に統廃合の対象となる学校名や時期を明記しているところもあるが、この手法をとった場合、今後の方向性が明確になり配置バランスを考慮した再編が可能となる一方、地域などへの影響が大きいため、本県で同様の手法を導入するかについては慎重に検討しなければならないと考えている。

小川委員 全体の計画を明確にしていくということではなく、宮城県として若い人たちをどう育成してどうまちづくりに参画してもらうかというような、計画のコンセプトにあたる部分での議論が必要だと思う。

伊東教育長 このような個々の再編に係る実施計画の根本には、県立高校の将来構想がある。高校生をどう育てて社会に送り出していくかという点も含めてこの将来構想を策定しているが、策定の段階では様々な分野の方に参加して議論していただいている。まちづくりという視点も大切だが、やはり教育という意味では、生徒たちがその学校でどのように学んでいくのかということを中心に考えていかなければならないと思っている。一方で、地域を担っていく人材を育てていくという面もあるため、そういう意味では様々なお考えを伺いながら検討していかなければならないという御意見もそのとおりである。現在の将来構想は平成31年に策定したものだが、予想を上回る少子化等の影響もあり、いずれは将来構想そのものの見直しが必要となってくると思われるので、その際には様々な視点からの御意見をいただきながら進めてまいりたい。

教育企画室長 当室で行っている中学校卒業生数のシミュレーションでは、令和13、14年頃に急激な減少が予想されている。そういったことも踏まえ、次期将来構想では様々な方の御意見を伺いながら今後の方針を検討してまいりたいと考えている。

千木良委員 県立高校にはあまり関係がなく、どちらかといえば介護の分野になるが、以前、地域包括ケアに関する会議に出席した際、国の資料では小学校単位で対応するとの記載があった。しかし、学校の統廃合が進み、小学校自体が少なくなっているというのが現実である。学校は、郊外では特に地域の要になっており、なくしてしまうのは簡単だが、元に戻すのはかなりの労力が必要なものとなるので、単に子供の人数が減ったから学校を減らしてよいのかとも思う。そういった話をその会議でも申し上げた。私の地元の白

石・刈田地区に関しても、地域全体をどうしていきたいのかという議論がないと、人数が減ったから学校を減らすという話にしかならないのではないかと危惧している。それは県立学校も同様で、予算の都合上、入学する子供が少なくなれば統廃合を進める必要があることは理解しているが、地域で生まれ育った者としては、教育行政だけではなく様々な部署の方とも連携しながら考えていってほしいと強く感じる。

(2) 令和5年度(令和4年度実施)宮城県公立学校教員採用候補者選考の出願状況について

(説明者：教職員課長)

令和5年度(令和4年度実施)宮城県公立学校教員採用候補者選考の出願状況について御説明申し上げます。資料は、3ページから4ページである。

はじめに、資料3ページを御覧願いたい。今年度実施する令和5年度宮城県公立学校教員採用候補者選考であるが、1(1)にあるように4月18日(月)から5月23日(月)において募集を行った。資料は出願内容を審査した上で確定した値である。第1次選考・第2次選考の実施日及び会場については、資料の1(2)、(3)のとおりである。

出願申請状況については、2(1)にあるように採用予定数505名程度に対し1,648名の出願となっている。昨年度より100名減少し、倍率は3.3倍となっている。また、(2)にあるように、小学校地域枠については合わせて44名の出願があった。小学校全体の倍率を大きく超える出願があったことから、それぞれの地域の特色ある教育活動に、積極的に取り組もうとする意欲の表れであると考えている。特別支援学校枠の出願者は(3)のとおりである。

資料4ページを御覧願いたい。(4)に、今年度の出願状況の特徴について記載している。①にあるように、新卒者の出願は、1割以上増加した昨年度と同等で、中学校と高等学校の区分で増加した。これは、教職の魅力を発信し、大学への働きかけを積極的に行ったことによって、22歳人口が減少する中でも一定数の教職志望者を確保できたものとする。

一方、②にあるように、全体の出願者数は減少している。これは、近年の採用者数の増加及び講師の正規化の促進の結果として、講師等を続けながら教員採用選考を受験する既卒者層が減少したことに伴うものであると考えている。

最後に、3にあるように、今年度も、新型コロナウイルスへの対応に万全を期すべく、様々な対策をする。今年度も適性検査をWebでの実施とし、第2次選考における集団討議を1回とすることで、志願者が昼食をはさんで受験することがないよう、会場での滞在時間を短縮している。

本件については、以上である。

(質 疑)

小川委員 先日、この件について全国の出願状況を見る機会があったが、小学校では2.0倍など東北の倍率が特に落ちているようだった。理由についてご存じであれば伺いたい。

教職員課長 御指摘のとおり、特に小学校での倍率が低くなっているが、原因の一つとしては、採用者数を増やしていることが影響しているのではないかと考えている。

小川委員 確かに全国のデータを見ても、採用者数が増えているために倍率が落ちているという傾向もあるようだったが、その中でも東北が特に低い倍率となっていたことから、何かしら理由があるのかと思い、質問した。

教職員課長 なぜ東北が特に低い倍率となったかについては、今後分析を進めてまいりたい。

(3) 宮城県産業教育審議会の答申について

(説明者：高校教育課長)

宮城県産業教育審議会の答申について御説明申し上げます。資料は、5ページ、別紙及び別冊である。

はじめに、資料5ページを御覧願いたい。「1 経緯」については、急速な技術革新の進行、グローバル化、産業構造の変化及び少子高齢化等に伴う労働人口の減少等により、将来を見通すことが困難な状況になっていることを踏まえ、令和3年6月2日に、社会状況の変化に対応した産業教育の在り方や、予測困

難な時代に求められる資質・能力を育成する専門学科構成について、宮城県産業教育審議会に諮問し、本年5月18日に答申されたものである。

「2 これまでの審議経過」であるが、同審議会では、12名の委員により、約1年間にわたって4回の審議会を開催し、審議が重ねられた。また、この間、専門委員会において、質問紙調査を行うなど、専門学科の現状と課題について、調査・研究が進められた。

「3 答申の概要と構成」については、4つの章で構成されている。具体的内容については、別紙（概要版）を用いて説明させていただく。

まず、「第1章 本県産業教育を取り巻く現状と課題」では、学科の設置状況や入試状況などの現状と、少子化による生徒数減少への対応などの課題が挙げられている。

次に、「第2章 これからの本県産業教育の在り方」では、「1 社会の変化に対応した人材育成」(1) 生徒の資質・能力の育成として、学びの基盤となる基礎学力や社会人、職業人として必要とされる礼儀やマナー、倫理観など、産業社会を支える人材として、普遍的に求められる資質・能力に加えて、次代の産業を担う人材に必要とされる資質・能力として、6次産業化などが進み、専門領域が複合化する中、専門分野の枠を超えた知識及び技術を身に付けたゼネラリストの育成の視点について、まとめられている。また、(2) 教員の指導力向上では、各関係機関と学校をつなぐ役割を担うためのコーディネータ力、ファシリテーション力、マネジメント力などの必要性について、まとめられている。

次に、「2 地域や産業界等との連携」では、今後の本県の産業を支える人材の育成を見据え、地域や産業界、高等教育機関と連携した学びの促進や、学校・学科の枠を超えた連携の在り方について、まとめられている。また、「3 専門高校・産業教育の理解促進」では、地域や産業界と高校とが一体となった「社会に開かれた教育課程」の推進や、専門教科の学びや職業に関する理解を深める機会の創出、専門学科・専門高校の魅力を伝える方策についてまとめられている。

続いて、別紙裏面を御覧願いたい。「第3章 各学科における学びの在り方」では、第1章及び第2章の内容を踏まえ、専門学科における共通の学びの視点、各学科の学びについて、まとめられている。

最後に「第4章 今後のさらなる少子化を踏まえた産業教育の在り方」では、「1 これからの産業教育における専門学科構成」として、(1) 各学科の学びの連携と融合、①の専門学科にあるように、他学科との連携、他の専門分野を学ぶ環境整備や、同一学科内における関連分野を複合的に学ぶ工夫等について、また、③の職業教育拠点校では、登米総合産業高校のように専門学科の集約、学科間連携の取組や地域パートナーシップ会議の設置など、地域と連携した実践的・協働的な教育活動の展開等についてまとめられている。さらに、(2) 新たな産業の創出を視野に入れた学びでは、複数の学科の教育内容を融合させた学科や、ICTなど特定分野の専門的な学びを行う学科の検討の必要性等についてまとめられている。

なお、答申の内容の詳細については、別冊としてお配りしている答申本文を御覧願いたい。

資料5ページにお戻り願いたい。「4 今後の対応」であるが、答申で示された今後の方向性を踏まえて、地域や産業界等との連携を一層充実させる取組や、専門学科・専門高校の魅力を発信に向けた方策などを推進していきたいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑)

小 川 委 員

キャリア教育と産業教育の違いと、小・中学校段階でのキャリア教育と産業教育がどのように結びついていくのかの2点について伺いたい。

高 校 教 育 課 長

まず、キャリア教育と専門高校における学びという点についてだが、専門高校では高校という枠組の中に普通教育と専門教育があり、専門教育の中には、例えば工業学科での学び、農業学科での学び、商業学科での学びなどがあり、それらをまとめて専門学科と言っている。一方でキャリア教育とは、広く将来にわたって自分がどのような職業に就くのかを見据えてキャリアをどのように形成していくかということを積み重ねていく学びとなっており、専門学科での学びとは異なっている。そのため、専門高校であっても普通高校であってもキャリア教育は必要となる。小・中学校、高校でのキャリア教育の積み重ねと専門高校での学びの関連性については、小・中学校段階でキャリア教育

をしっかりと学び、自分が最終的にどのような職業を選択するかを見据えた上で自分に合った高校を選択するという段階において、高校で専門的に工業や農業を学びたいとなった場合に、専門高校で学ぶことが選択肢となるというものである。ただ、今回の答申の中でも、このような専門高校の学びの在り方や魅力が、小・中学校にあまり伝わっていないという御指摘をいただいている。そのため、答申にあるとおり、専門学科での学びというものをどう魅力あるものとして外部に発信していくかという点については、我々としても注力していく必要があると感じている。

小川委員 高校段階では、より専門的な教育と一般的なキャリア教育の二本立てで進めているという認識でよいか。キャリア教育といえば、基礎的・汎用的能力の4要素があると思うが、これらも含めて学んでいくということか。

高校教育課長 高校の専門学科、専門教育においても、将来の職業を見据えてキャリア教育を行っていくということが重要な要素となるため、並行して行っていくべきものと考えている。

(4) 令和5年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について

(説明者：高校教育課長)

令和5年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について御説明申し上げます。資料は、6ページから7ページである。

はじめに、資料6ページを御覧願いたい。「Ⅰ 入学者選抜方針」については、昨年12月の教育委員会で報告済みであり、既に公表しているものである。

「Ⅱ 入学者選抜概要」であるが、「[1] 募集」の「1 出願資格」については、宮城県内に居住、又は居住見込みの者とし、「2 募集定員」については、各校105名としている。「[2] 出願の手続」については、資料に記載のとおりである。

次に、資料7ページを御覧願いたい。「[3] 適性検査」の「2 検査の方法」であるが、昨年度の入学者選抜から英語のリスニングを導入し、検査は、総合問題として筆記及び外国語(英語)のリスニング、そして作文及び面接としている。昨年度の総合問題は、筆記と外国語(英語)のリスニングを60分と10分に分けて実施したが、今年度は受検生の負担を軽減するため、総合問題の検査時間を短縮し、筆記と英語のリスニングを合わせて60分で実施する。検査問題の作成方針については、資料に記載のとおりである。

なお、総合問題については、受検生にとって適切な検査時間となるよう、問題数や難易度等に配慮していきたいと考えている。

「[4] 選抜方法」については、調査書と外国語(英語)のリスニングを含めた総合問題、作文及び面接の結果に基づき、総合的に審査する。

「[5] 選抜に関する日程」については、適性検査は令和5年1月7日に実施し、選抜結果については令和5年1月13日午後4時に本人及び在籍小学校長に発送することとしている。

なお、この概要に基づいた入学者選抜要項については、9月上旬までに完成させ、9月下旬に配布する予定である。

本件については、以上である。

(質 疑)

佐浦委員 7ページの[4]選抜方法について、総合問題はイメージしやすいが、調査書とはどのような内容のものなのか伺いたい。

高校教育課長 調査書については、小学校5・6年生の学習評価及び評定を用いることとしている。学習評価とは、新学習指導要領で示されている「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力」の3つの観点に基づく評価となっており、それらを総合的に評価した評定と合わせて調査書として審査をしていくという取扱となっている。

(5) 令和5年度宮城県公立高等学校入学者選抜について

(説明者：高校教育課長)

令和5年度宮城県公立高等学校入学者選抜について御説明申し上げます。資料は、8ページ及び別冊である。

はじめに、資料8ページを御覧願いたい。まず、「1 募集定員」であるが、県立高等学校の組織編制計画を反映し、全日制課程と定時制課程を合わせ、14,720人で、前年比120人の減である。内訳をみると、全日制課程において、柴田農林高等学校と大河原商業高等学校の募集停止に伴い、合計320人の減、(仮称)大河原産業高等学校の新規設置により240人の増、松島高等学校普通科1学級減による40人の減となっている。定時制課程、通信制課程においては、定員増減はない。

なお、全国募集選抜については募集定員の外数で、来年度から校名変更される(仮称)南三陸高等学校が12人程度、中新田高等学校が5人程度を予定している。

次に、「2 日程等」についてであるが、昨年11月に入学者選抜審議会の答申を受け、第一次募集は3月6日、追試験は3月13日、第二次募集は3月23日を検査実施日としてすでに公表している。実施内容、合格発表等については、資料に記載のとおりであり、円滑な実施に向けて準備を進めていく。

続いて、「3 入試情報の公開」についてであるが、高校教育課のホームページに、入試に関する情報や、各校のオープンキャンパス、地区別合同説明会の情報等を掲載していく。新型コロナウイルス感染症への対応については、今後も受験生をはじめ、保護者・中学校等関係各所に情報提供することとしており、受験生が不安を抱くことのないよう、十分配慮していく。

なお、別冊としてお配りしている「令和5年度宮城県公立高等学校入学者選抜 求める生徒像・選抜方法一覧」は、求める生徒像をはじめ、全ての公立高等学校の入試情報を掲載しており、既に各中学校や関係機関に送付済みである。また、教育委員会のホームページにも掲載し、受験校を選択する際の参考としていただくようにしている。

本件については、以上である。

(質 疑) ┃ (質 疑 な し)

1 3 資料 (配布のみ)

- (1) 教育庁関連情報一覧
- (2) 令和4年3月高等学校卒業生就職内定状況 (4月末現在)
- (3) 美術館特別展「ポンペイ」

1 4 次回教育委員会の開催日程について

伊 東 教 育 長 ┃ 次回の定例会は、令和4年7月15日(金)午後1時30分から開会する。

1 5 閉 会 午後2時28分

令和4年7月15日

署名委員

署名委員